

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。
令和5年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,873,553	1,440,947		12,783	173,898	1,245,925
	老人福祉費	1,188,272	62,332		166,027	126,482	833,431
	児童福祉費	3,408,423	2,061,102		219,614	133,775	993,932
	小 計	7,470,248	3,564,381	0	398,424	434,156	3,073,287
衛生費	保健衛生費	1,106,893	248,067		53,974	88,299	716,553
	小 計	1,106,893	248,067	0	53,974	88,299	716,553
合計		8,577,141	3,812,448	0	452,398	522,455	3,789,840

※普通会計決算統計ベース